

(第35期定時株主総会招集ご通知添付書類)

監査報告書（謄本）

連結計算書類に係る会計監査人監査報告書（謄本）

連結計算書類に係る監査役会監査報告書（謄本）

会計監査人監査報告書（謄本）

監査役会監査報告書（謄本）

ア ル ゼ 株 式 会 社

連結計算書類に係る会計監査人監査報告書（謄本）

独立監査人の監査報告書

平成20年6月6日

アルゼ株式会社
取締役会 御中

監査法人五大

指定社員 公認会計士 高木 勇 三 ㊟
業務執行社員
指定社員 公認会計士 齊藤 栄太郎 ㊟
業務執行社員

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、アルゼ株式会社の平成19年4月1日から平成20年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。この連結計算書類の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、アルゼ株式会社及び連結子会社から成る企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

追記情報

1. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項の変更（コンテンツ等制作費の資産計上）に記載されているとおり、会社は従来発生時に費用処理していたコンテンツ等制作費のうち個別タイトル毎の制作に直接的に関連して発生したコストを仕掛品として資産計上する方法に変更した。
2. 重要な後発事象に関する注記に記載されているとおり、会社は平成20年5月19日にオランダに99.9%出資の子会社を設立し、フィリピンでの土地の取得を目的として、平成20年4月から5月にかけて会社の連結子会社であるAruze USA, Inc. より172百万US\$を、平成20年5月に会社より128百万US\$を融資した。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

連結計算書類に係る監査役会監査報告書（謄本）

連結計算書類に係る監査報告書

当監査役会は、平成19年4月1日から平成20年3月31日までの第35期事業年度に係る連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、連結計算書類について取締役及び使用人等から報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第159条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る連結計算書類について検討いたしました。

2. 監査の結果

会計監査人監査法人五大の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成20年6月9日

アルゼ株式会社 監査役会

常勤監査役 福 永 明 俊 ㊟

社外監査役 田 村 達 美 ㊟

社外監査役 渕 上 正 隆 ㊟

社外監査役 須 藤 實 ㊟

会計監査人監査報告書（謄本）

独立監査人の監査報告書

平成20年6月6日

アルゼ株式会社
取締役会 御中

監査法人五大

指 定 社 員 公認会計士 高 木 勇 三 ㊟
業務執行社員
指 定 社 員 公認会計士 齊 藤 栄太郎 ㊟
業務執行社員

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、アルゼ株式会社の平成19年4月1日から平成20年3月31日までの第35期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。この計算書類及びその附属明細書の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示していると認める。

追記情報

1. 会計方針の変更（コンテンツ等制作費の資産計上）に記載されているとおり、会社は従来発生時に費用処理していたコンテンツ等制作費のうち個別タイトル毎の制作に直接的に関連して発生したコストを仕掛品として資産計上する方法に変更した。
2. 重要な後発事象に関する注記に記載されているとおり、会社は平成20年5月19日にオランダに99.9%出資の子会社を設立し、フィリピンでの土地の取得を目的として、平成20年4月から5月にかけて会社の連結子会社であるAruze USA, Inc. より172百万US\$を、平成20年5月に会社より128百万US\$を融資した。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会監査報告書（謄本）

監 査 報 告 書

当監査役会は、平成19年4月1日から平成20年3月31日までの第35期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査室その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び内部監査室等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）の状況を監視及び検証いたしました。子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第159条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」

（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- 一 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- 三 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人監査法人五大の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成20年6月9日

アルゼ株式会社 監査役会

常勤監査役 福 永 明 俊 ㊟

社外監査役 田 村 達 美 ㊟

社外監査役 瀧 上 正 隆 ㊟

社外監査役 須 藤 實 ㊟